

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

沼津市長 頼重 秀一

市町村名 (市町村コード)	沼津市 (222038)
地域名 (地域内農業集落名)	戸田地域【戸田】 (鬼川、小中島、大中島、一色、入浜、口南、奥南、大浦、小山田、上野、大門、中上、大上、新田、平戸、舟山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月8日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者、担い手不足
- ・耕作放棄地の増加
- ・農家が儲からない(野菜が安いので収益が上がらない、専業では食べていけない)
- ・労働力不足(手が足りない)
- ・獣害がひどい(より一層農家が減った要因)
- ・農地の条件が悪く、水路整備が必要(水はけが悪い、不整形な農地が多い)
- ・農機具のリースが必要
- ・販路、輸送が大変
- ・温暖化の影響を受けている(生育不良、病害虫増加)

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・受け手耕作者の確保(借り手を市で探してもらいたい、外部参入)
- ・共同化を進める(行政主導での農地保全団体設立、機械等の共同利用)
- ・土地改良事業の実施(田畑転換、補助金活用)
- ・多様な農業者の確保(移住者、農業法人、他地区在住者)
- ・守るべき農地と除外する農地の選定(継続する農地とそうでない農地を分ける)
- ・他業種との交流の機会創出
- ・基盤整備(残す農地を整備、山間地でしきみ栽培のための農道整備)
- ・観光農業(収穫体験、収穫ボランティア)の検討
- ・農業法人設立の検討(生産から販売まで)
- ・しきみの知名度を向上させる(農作物のブランド化)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積(地域全体)	71 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	71 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
新規就農者確保に向けた取り組みを推進しながら、可能な範囲で農地集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点では予定なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。